

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市佐伯区石内上一丁目5番1号

氏名 リジョー株式会社

代表取締役 藤井 巖

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 4年11月29日

許可の有効期限 令和 9年11月28日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
市内	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H21. 3. 19	変更許可	R 4. 12. 7	更新許可
H25. 2. 6	更新許可		
H29. 12. 13	更新許可		

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用及び他の物の使用は無効とする。

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白</p>